

**未定稿**

# 第1回基本制度ワーキングチーム (平成22年9月24日開催) における各委員からの主な意見

各委員からの意見については、発言者への確認が未了のものであり、未定稿である。

# 目 次

## ( 1 ) 新システムの理念・目的について

理念・目的について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

子育ての第一義的責任について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

## ( 2 ) 国・都道府県・市町村の役割分担

現金給付・現物給付の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

ナショナルミニマムについて・・・・・・・・・・・・・・・・ P 7

その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

## ( 3 ) 費用負担

財源について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10

子ども・子育て包括交付金、特別会計等について・・・・ P 12

## ( 4 ) 子ども・子育て会議・・・・・・・・・・・・・・・・ P 14

## ( 5 ) 進め方等について・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15

## 第1回基本制度ワーキングチームにおける各委員からの主な意見

### (1) 新システムの理念・目的について

#### 理念・目的について

#### (各委員からの主な意見)

理念・目的について	<p>子ども・子育て政策の政策目標としては、子どもの可能性を広げること、低迷する出生率や両立支援を行うこと、更に子どもの貧困を防止することがある。この新システムはまさに教育、福祉、労働、所得保障政策を一体的に組み立てるわけなので、雇用システムが変わっていく中で、まさに新しい社会システムをつくろうという野心的なものだという点は、強く評価していきたい。【駒村委員（慶應義塾大学）】</p> <p>国民に対してこういう新しいシステムを入れることに対するメッセージを出すべき。どういうメリットがあるのか、保育サービスを中心とした子育て支援サービスについては、質、量ともに今よりは充実することを明確にすべき。【駒村委員（慶應義塾大学）】</p> <p>子ども・子育ての政策の一義的な目的としては、子どもの健やかな育ちを社会全体で支えることであることを、改めて強調していかなければいけない。【岡本委員（日本労働組合総連合会）】</p> <p>貧困ということをきちんと念頭に入れながら、システムをきちんとつくっていく必要がある。【岡本委員（日本労働組合総連合会）】</p> <p>この要綱の中でも目的の中に、出産、子育て、就労の希望がかなう社会、仕事と家庭の両立支援で充実した生活ができる社会、新しい雇用の創出と女性の就業促進で活力ある社会というものが出ている。こういった目的のためにこういったものが、更に今必要なのかということも、この場で議論を進めていきたい。【岡本委員（日本労働組合総連合会）】</p>
-----------	---

すべての子どもの最善の利益を保障することが、単に子育てが個人や家族へのサービスの問題ではなく、国の未来への公共投資であるという理念をきちんと位置づけることが重要。【秋田委員（東京大学大学院）】

幼児期の教育の重要性というものを何よりもしっかりと位置づけていただきたい。要綱において学校教育としての幼児期の教育の位置づけが書かれていない。学校教育法との関連ということは、この要綱案では誠に薄い。これからそうした点が肉付けされていくことを、心から期待をしたい。【北條委員（全日本私立幼稚園連合会）】

ワーク・ライフ・バランスの実現の提言には大賛成。是非とも推進をしていただきたい。しかし、一方では極端な長時間保育というのが相当一般化しているという実態がある。必要なところにはきちんと手当しなければならないが、これを一般化するということがワーク・ライフ・バランスの観点からも、一考を要する。このような状況は子どもの最善の利益を追求する観点から、早急に改善されるべき。【北條委員（全日本私立幼稚園連合会）】

児童福祉の枠組みにしっかりと位置づけていただきたい。【菊池委員（全国保育協議会）】

今回の子ども・子育て新システムの目指す方向は、今後の日本社会をどのようにするかの展望である。就学前教育の自律、良好な育成環境の保障、いわゆる子どもへの先行投資は非常に大きな投資効果があり、ある意味では将来起こり得るさまざまな社会問題の予防に資する。【菊池委員（全国保育協議会）】

社会全体で子育てを支えるという理念を、今一度確認することが必要ではないか。子育てが個人あるいは家族に過重な負担をかけてきた長年の経過を見ると、今、子育てを社会全体で支えるということが、いかに大事かということを感じており、それをどれだけ速やかに具体化できるかというのが、ここでの新システムの議論にかかっている。【大日向座長代理・委員（恵泉女学園大学大学院）】

幼児教育について義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育として、引き続き学校教育体系に位置づけ、幼児教育と義務教育及びその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保しつつ、全国どこでも新たな指針に基づき、統一的な水準が保たれて質の高い幼児教育・保育を確実に提供できるようにしていくことが必要。【池田委員（全国国公立幼稚園長会）】

## 子育ての第一義的責任について

### (委員からの主な意見)

子  
育  
て  
の  
第  
一  
義  
的  
責  
任  
に  
つ  
い  
て

要綱の1ページ目の方針の最初の行に「子ども・子育てを社会全体で支援」という文言があるが、次世代育成支援対策推進法の中で子育ての第一義的責任は保護者にあることをうたっている。その次世代法の理念である子育ての第一義的責任が保護者にあるということを前提として要綱の記載があると考えてよいか。【北條委員（全日本私立幼稚園連合会）】

要綱の1ページ目の方針の2行目の利用者本位というところに「子どもと子育て家庭」という言葉が入っている。次世代法の基本理念は、子どもの最善の利益であるが、子どもの最善の利益という言葉がこの基本制度案要綱にはどこにも出てこないが、子どもの最善の利益ということを踏まえているのか。あえて利用者本位の箇所に子育て家庭という文言を挿入すると、子ども本位という観点から親本位へと少しずれていくおそれがあるのではないか。【北條委員（全日本私立幼稚園連合会）】

子育ての第一義的責任は親にあるが、親がその責任を果たすためには社会的なサポートが必要。社会が大きく変わっているのに制度が変わってこなかった。【奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）】

子どもの権利、人権に配慮した仕組みにする必要があり、保護者の選択のまずさ、あるいは選択した結果への責任を果たさない、あるいは果たすことができない保護者のお子さんが不利益を被るような制度になってはいけない。児童の権利に関する条約に批准した国の責任でもあり、児童福祉法に照らすと、子どもの育成の責任は保護者と並んで国・地方公共団体にもあると書かれているので、そのことを十分意識して、国・市町村・県の明確な役割分担論ではなくて、抜け落ちそうなところに十分意識をすべき。【山縣委員（大阪市立大学）】

子どもの支援、最善の利益ということは、親、家族への支援と決して拮抗するものではないと考えている。親が健やかに生きられるということが、子どもの最善の利益につながるような支援の在り方を、いかにミニマム保障で質を担保しながら実現していくかということが必要ではないか。【大日向座長代理・委員（恵泉女学園大学大学院）】

子  
育  
て  
の  
第  
一  
義  
的  
責  
任  
に  
つ  
い  
て

就労している大人は仕事を通して社会貢献し、就労しないで子育てに専念している大人は地域社会の中で社会貢献している。どちらの生き方も子育ても認められる社会が、多様性や柔軟性を持った底力のある社会をつくるのではないか。親育ち支援、家庭教育支援となる施策、親としての責任の自覚、子への第一義的責任は親にあるという考え方は大事にしていきたい。地域の子どもの健全育成や、コミュニティづくりに貢献する大人としての学びの機会も大事にしていくべき。【池田委員（全国国公立幼稚園長会）】

## ( 2 ) 国・都道府県・市町村の役割分担

### 現金給付・現物給付の役割分担

#### ( 委員からの主な意見 )

現金給付・現物給付の役割分担等	<p>現金給付は国が一元的に行うべき。サービス給付は市町村が行う。市町村に本当に自由裁量と言えるだけの裁量権を与えていただけるのか。【倉田委員(全国市長会)】</p> <p>全国一律の現金給付を国が額を決定し、その全額を負担する。一方で、地域が求める広汎かつ多岐にわたるサービス給付は、地方が地域の実情に応じたサービス給付を、裁量と創意工夫を持って担うことができるような仕組みにすべき。更にはサービス給付でも、例えば妊婦健康診査費や乳幼児医療費に対する助成など、全国で一定以上の水準を確保することが望ましいものなどについては、国の責任において所要の財源を措置することが必要。【十河委員代理(全国知事会)】</p> <p>地域の実情に応じたサービス給付の実施は、市町村が担うことが適切だが、広域調整や専門性、先進性が必要な取組など、都道府県の役割は不可欠。【十河委員代理(全国知事会)】</p> <p>現物給付は主として地方が担い、現金給付は国が担い全額負担するとの基本的な考え方を早急に明確化する必要がある。現物給付の実施主体は、あくまでも地域の実情を熟知する市町村を中心とすべき。【渡邊委員(全国町村会)】</p> <p>教育、福祉、労働、所得保障政策は国が行うべき部分と、労使が連携する部分と、地方の実情にあって調整しなければいけない部分があるので、きめ細かく議論をしていく必要がある。どこの部分は国でやって、どこの部分は地方でやるとか、あまり硬直した議論はしない方がいいのではないかと。実情に合って弾力的に対応できるような、長期の社会の在り方を考えるシステムであるべき。【駒村委員(慶應義塾大学)】</p>
-----------------	--

現金給付・現物給付の役割分担等

硬直化した責任分担論ではなくて、基本として本日提示されている分担を意識しつつも、それを補完し合う関係をしっかり制度化すべき。【山縣委員（大阪市立大学）】

最近、現金給付は国で、現物給付は地方だと新聞等、報道紙上で書かれることがあるが、就学前の養護と教育に関すること、つまり保育は地方ですべて任せるものなのかどうかという大きな議論がある。これらの整理をきちんとしないで、国、都道府県が重層的な支援のみをして地方にすべてを任せることが正しいと考えるのは、非常に危ない。今回の基本設計における国、都道府県、地方が、ある意味では一体化もしくはきちんと一体化になった上で役割分担が行われることが基本だと思う。市町村の責務の強化はもちろんのことだが、国、都道府県の責務が、重層的な負担、重層的な支援だけというのは非常に大きな問題をはらんでいるのではないか。【坂崎委員（日本保育協会）】

## ナショナルミニマムについて

### (委員からの主な意見)

ナ シ ヨ ナ ル ミ ニ マ ム に つ い て	<p>国から地方自治体への権限移譲ということで、施設設備基準あるいは定員の基準などについて権限を下ろすことはこれからも進めるべき。【高橋委員代理(東京商工会議所)】</p> <p>質を単に確保するだけでなく、一層の向上ということを考えていくことが重要。平等を保障するためには多様なサービスは重要であるが、市町村にすべての権限を移譲していくのではなく、ナショナルミニマムとして最低限の質をどこに確保するのかという問題をきちんと議論することが、将来的な子どものためには極めて重要。国の方でナショナルミニマムを考え、国及び地方の恒久財源をきちんと確保した上で、制度設計を立てていくところを国民に示していくことが重要ではないか。地方への移譲の話だけではなく、国が何に責任を持つのかというところを、明確に示すことが大事。【秋田委員(東京大学大学院)】</p> <p>地方の自由度を尊重することは大変結構なことだが、しっかりとしたナショナルミニマムがあって、初めて地方の自由度というのは生きてくる。ただ地方の自由に任せるということになってしまえば、財政力の差による地域間格差が極端に拡大していってしまうおそれなしとしない。幼稚園と保育所の問題は地域においても非常に差がある。地域によって状況は全く違うということを理解の中に入れるべき。【北條委員(全日本私立幼稚園連合会)】</p> <p>サービスの最低限の質をナショナルミニマムという形で国の方で設定をして、地域の実情に沿って上乘せ、横出しをしていくことが必要ではないか。また、子どもの分野でも人材の確保が大変厳しくなっているので、必要なサービスを支える人材をどうつくっていくかということも議論すべき。【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p>
---	--

子どもの育ち、保育というものが地域あるいは幼稚園、保育園あるいは公立、私立で大きくは変わるものではないので、基本的な部分については国として責任を持って、共通の最低基準を明確にしていきたい。個別の現場に近い市町村の果たす役割は大きいので、最低基準に加えての上乗せや、細部の細かい基準、運用について、更にそれが具体的な幼保でどうなっているかの指導、監査を含めて市町村の責任は大きい。【無藤座長代理・委員（白梅学園大学）】

国の役割の部分で、最低基準等については国の責任において決めるべきではないか。地方主権という考え方の下で地方に裁量権を委ねることに反対するものではないが、地方に委ねることによって住民にプラスになること、そうでないことを、もう一度検証する必要があるのではないか。【菊池委員（全国保育協議会）】

地域主権の関係では、地域の実情に応じた給付設計をすることになっているが、地域により極端なサービス格差が生じないようにすべき。【菊池委員（全国保育協議会）】

国と都道府県、市町村の役割分担の明確化及び連携の強化を図り、教育・保育の質に地域格差が生じないような制度設計が必要。地域主権には当然ながらよさと危惧される面とがある。行政と事業者と利用者の距離が近く、声が行き届きやすいなどは大変すばらしいこと。しかしながら、教育は国の責任が大きい施策なので、国の方針が届く役割分担と連携が必要。また、教育・保育を支えていく教員・保育士の資質・能力の向上策も重要。【池田委員（全国国公立幼稚園長会）】

親が健やかに生きられるということが、子どもの最善の利益につながるような支援の在り方を、いかにミニマム保障で質を担保しながら実現していくかということが必要ではないか。【大日向座長代理・委員（恵泉女学園大学大学院）】

幼児教育について義務教育及びその後の教育の基礎を培う教育として、引き続き学校教育体系に位置づけ、幼児教育と義務教育及びその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保しつつ、全国どこでも新たな指針に基づき、統一的な水準が保たれて質の高い幼児教育・保育を確実に提供できるようにしていくことが必要。【池田委員（全国国公立幼稚園長会）】

## その他

### ( 委員からの主な意見 )

その他	<p>国・県・基礎自治体の役割分担の話だが、やはりどうしても基礎自治体が制度の主体となると、各自治体による施策の内容の差はどうしても出てくる。これは制度に即してやむを得ない、むしろ望ましい。ただ、格差が出てはいけない。格差が出ないようにするためには、国が事細かな基準を決めて自治体に運用させるというよりは、自治体が自律的に解決できるような仕組みをつくっていった方がいい。そのためには、住民・利用者の方が施策の実施あるいは設計に主体的に参加できるような仕組みとして、どちらかという自治体と一緒に施策をつくり上げていくというような、建設的な役割で住民の方が入っていくような在り方が望ましい。【田中(啓)委員(静岡文化芸術大学)】</p> <p>市町村関与の問題だが、やはり市民あるいは親、子どもたちの生活拠点は地域なので、身近な市町村がきちんと関与していくというのが最優先されるべき。とりわけ法的な措置や介入が必要になるようなケースもあり、これは実施主体が身近な自治体ということが最低限必要。【中島委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>基礎自治体を主体として様々な制度ができていくのだろうが、民間事業者の知恵を生かせるような自由度の高い制度にすべき。【山口委員(日本子ども育成協議会)】</p>
-----	---

### (3) 費用負担

#### 財源について

#### (委員からの主な意見)

財  
源  
に  
つ  
い  
て

提案をすることはやぶさかではないが、そのための一番の根本は財源。すべての子どもたちへ、あるいは社会全体で、というキーワードがあるわけだが、それをするためには相当な財源が必要。そういった意味ではこの財源を利用して市町村ではどんなことをしたいかという提案であれば、その財源を基に提案できる。【倉田委員(全国市長会)】

国・地方の役割分担を明確にした上で、恒久的な財源が確保できる仕組みにすべき。財源については、今後増大すると見込まれるものも含め、地方が安定的に、責任を持ってサービスを提供することができるよう、国として制度的な担保を講じることが必要。更にはサービス給付でも、例えば妊婦健康診査費や乳幼児医療費に対する助成など、全国で一定以上の水準を確保することが望ましいものなどについては、国の責任において所要の財源を措置することが必要。また、広域調整や専門性、先進性が必要な取組みなど都道府県の持つ役割の重要性を踏まえた制度設計、例えば都道府県にも税制改正などを通じて必要な財源を確保するとともに、子ども・子育て包括交付金の交付対象に都道府県を含めるなどの制度設計が必要。【十河委員代理(全国知事会)】

新システムの検討に当たっては、子ども手当は全額国庫負担であることを、まずは明確にしていきたい。【渡邊委員(全国町村会)】

市町村がサービスを安定的に実施するためには、国だけでなく地方も恒久財源の確保が前提となるので、早期に国・都道府県・市町村・企業それぞれの財政負担の在り方を、明確にしていくのが肝要。【渡邊委員(全国町村会)】

子ども・子育て支援施策というのは公費対応を基本とすべきであり、企業に対して追加的な負担を求めるべきではない。【藤原委員代理(日本経済団体連合会)】

財源確保の道筋の明確化が重要。制度移行前に必要となる財源をはっきりさせ、制度案で想定されている給付規模、中長期の負担見通しについて早めに試算を示し、議論のテーマにしていただきたい。財政規模や財源についての認識を共有しないままに給付設計を検討しても、結局は机上の空論となってしまうので、この点は是非お願いしたい。【藤原委員代理（日本経済団体連合会）】

社会全体で子育てを支えるという理念は非常にそのとおりで、その具体化の方向には、協力していきたい。ただ、そこで負担の問題というのがどうしても出てくるが、特に企業にとって見ると、税金と社会保障関係の負担については、現在の負担でもなかなか大変。特に中小企業では、この負担感の増加については日々意見が強まってきている。また、企業負担の中で費用負担と、それがどこで使われているのかという整合性がよくわからないところが多い。この点もこの会合を通じて負担と使われ方について、明らかにしていただきたい。【高橋委員代理（東京商工会議所）】

財源について、従来の政策がばらばらで暫定的で体系性がなかった政策が続いていて、政策を充実したにもかかわらず、安定性がないために政策効果は限定的だった。そういう意味では、安定した財源を確保することが大事。加えて、地方への財源の配分については、長期の日本の在り方を考えた上で、必ず子ども向けの政策に渡るという点については堅持すべき。【駒村委員（慶應義塾大学）】

財源が一番大事だと思うが、今、これを変えなければ、また今までどおりになってしまう。決断をしたらみんなが負担するという方向で考えていく。とにかく子どもたちの将来に借金を残すことがないように、今みんなが負担し合える関係をつくらなければ、この仕組みは動かせないと思っていて、変化を恐れずに、いいものをつくっていかなければならないのではないか。【奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）】

市町村が責任を果たす権限と責務を全うできる財源の確保を、国の責任においてきちんとしていただきたい。【菊池委員（全国保育協議会）】

## 子ども・子育て包括交付金、特別会計等について

### (委員からの主な意見)

子ども・子育て包括交付金等

制度案要綱では新たに子ども・子育て勘定を設けることとしているが、こうした勘定は特定の事業の状況や費用対効果が把握しやすくなるというメリットがある反面、硬直化や行政の肥大化につながりかねないといった懸念も指摘されている。実施主体である市町村にも特別会計を設置することになっているが、地域主権の観点からも市町村に特別会計を設置する必要はないと考えている。【十河委員代理(全国知事会)】

国・地方・事業主・個人からの財源を一本化した場合、国と地方の役割分担や責任の所在、労使拠出に係る受益と負担の関係が不明確になるのではないかと懸念されている。これらを明確にした制度設計を行うべき。制度設計のイメージとしては、基礎給付1階の部分が全国一律のものを想定しているのであれば、地方に裁量の働く余地がないので、1つには子ども手当のような国が担う全国一律の現金給付、2つには国が担う全国一律のサービス給付、3つには地方が担う裁量性のあるサービス給付といったように、政策ごとに財源を区分するといった財政スキームが必要。【十河委員代理(全国知事会)】

財源の一元化に伴う交付金の配布方法は具体的な点がまだ出されていない。早急にこれらの中身を提示すべき。【渡邊委員(全国町村会)】

制度構築に当たってはいわゆる地域主権の観点からも、国の関与を最小限とする方向で検討すべき。市町村に設置される子ども・子育て特別会計は、設置の必要性やメリット、デメリットを明確にした上で、町村総合的な行政を行っていることも踏まえて、今一度原点に戻って再検討する必要がある。【渡邊委員(全国町村会)】

財源の一元化に伴う包括的な交付金の交付は、必要な事業が将来的にも計画的にも実施できるよう配慮するとともに、地域間の格差がこれ以上拡大しないように、そして算定基礎に景気の実情を反映させるような措置が必要。国の財政状況に左右されることのないよう、国と地方の協議の場で決定をすることを明確にすべき。なお、交付金配分の基準となる指標等の検討に当たっては、町村の意見を十分踏まえていただきたい。【渡邊委員(全国町村会)】

子ども・子育て  
・  
子育て  
包括  
交付  
金等

子ども・子育て対策の財源を一元化した特別会計の創設は、行政組織の肥大化、累積する剰余金や費用徴収の自己目的化など、無駄の温床となるため反対。【藤原委員代理（日本経済団体連合会）】

事業主の負担がどういうところに使われているかというところ、大変複雑にいろんなところに使われている。財政、財源の構成がばらばらな状態になっている。こういったことをきちんと一元化をして現金給付、現物給付の整理をしていくことが求められている。【岡本委員（日本労働組合総連合会）】

子ども・子育て勘定、市町村特別会計は、不透明であっては困る。密室で決定されるのではなく、きちんとそれが見える監査する仕組みが必要であり、ここは必ず子ども政策に使っていただきたい。【奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）】

包括交付金は、ある程度地域実情に配慮するとしても、どうしても児童人口あるいは標準的なサービスに基づいて、各自治体の交付金を算定せざるを得ないということになる。その場合、基礎自治体が主体であるということと齟齬が出てくる可能性があり、その解決のためには、大まかな前提に基づいて交付金を算定し、できるだけその算定基準を明確に透明化して示すという方向性が望ましいのではないかと。【田中（啓）委員（静岡文化芸術大学）】

特定財源として子ども・子育てに末端まで確実に使える仕組みを担保していく必要がある。【中島委員（日本労働組合総連合会）】

財源、予算配分、交付の仕方等は子どもの最善の利益を踏まえ、十分に検討する必要がある。国から市町村に一括交付された予算が確実に子どものために使われる流れをつくる。地域の実情に応じ地域の裁量で配分というところが不透明。教育・保育を受けさせる保護者が応分の料金を支払うことは、親としての義務と責任を認識する意味でも大事。【池田委員（全国国公立幼稚園長会）】

#### (4) 子ども・子育て会議

##### (委員からの主な意見)

子ども・子育て会議	<p>子どもと子育てに携わる多様なステークホルダーがシステムづくりに参加して、つくり上げていくということがとても大事。子ども・子育ての政策の一義的な目的としては、子どもの健やかな育ちを社会全体で支えることであることを、改めて強調していかなければいけない。【岡本委員(日本労働組合総連合会)】</p> <p>新システムの中で重要な点だと思うが、新しいシステムを住民、労使が参加して運営していくという点で、ここも非常に特徴的な部分だと思うが、これは国のところにだけ参加するようになっているが、地方においても、そういうシステムを同時に考えていくべき。【駒村委員(慶應義塾大学)】</p> <p>多様なステークホルダーの参画によってこの制度を運営していくことが、これからの新しい社会をつくっていく。きめ細かにスピード感を持ってニーズに対応していくためには、今は隙間で活動しているNPO等がもっと自分たちの意見が言えることが大事。市民が自分たちの町、この少子化の町を何とかしていきたい、そういった新たな公共を生み出す1つの基盤になるのではないか。そういった意味でも地域、子育ての部分には地域の人たちをうまく活用する仕組みを入れていき、支え合いの関係性を育てていきたい。対サービスの消費者という形ではない仕組みを盛り込みたい。【奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)】</p> <p>子ども・子育て会議は今は国レベルでの設置となっているが、是非これは基礎自治体にも設置していただきたい。多様なステークホルダーの参画によってこの制度を運営していくことが、これからの新しい社会をつくっていく。【奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)】</p>
-----------	---

## ( 5 ) 進め方等について

### ( 委員からの主な意見 )

進  
め  
方  
等  
に  
つ  
い  
て

議論を経たというだけで法律案が一方的に見切り発車されてしまうと、非常に残念な面もある。地方の立場で十分に納得のできるような議論をし、協議の時間を割いていただいて、地方が困惑することのないように十分考えていただきたい。【渡邊委員(全国町村会)】

本システムの制度設計に当たっては、国と地方の協議の場などを通じ、地域主権を確立するという観点から抜本的な見直しも含め、協議することが必要。【十河委員代理(全国知事会)】

スケジュールが非常にタイトであり、検討が不十分なまま取りまとめられることを懸念している。参加者が納得し合意できる制度設計が必要であり、審議の進め方をよく考えていただきたい。【藤原委員代理(日本経済団体連合会)】

幼保一体化や「こども園」のイメージ共有が重要。現行、保育所と幼稚園とでは、助成の考え方が異なり、保育所は措置を前提とした義務的経費だが、幼稚園は、就学奨励のための奨励的経費である。「こども園」への助成の考え方の整理が必要。給付対象を普遍化するならば、現行の保育所への助成方法や規模、価格統制ありきの議論ではない。制度案要綱では、給付の仕組みにおいて、「公定価格を基本としつつ」とあるが、利用者料金を自由に設定できる仕組みが必要である。保育サービスの多様性確保、新規参入による供給拡大、地域の柔軟な取り組み支援には、幼稚園への助成方法や価格設定を参照すべき。【藤原委員代理(日本経済団体連合会)】

基本制度案要綱のとりまとめ前に、いろいろと意見を述べる機会があったが、仕上がりとしてはなかなか入れられていないということがあり、見切りというか、見切られたような状況かなと思っている。今後のことも、そういう意味では少し心配なので、是非各界の意見はよく聞いて進めていただきたい。【高橋委員代理(東京商工会議所)】

この仕組みの広報が十分でないということが、地方へ行くと散々聞かされるので、今、何が話されていて、どういう仕組みなのかというのをわかりやすく広報していただきたい。【奥山委員(子育てひろば全国連絡協議会)】

進  
め  
方  
等  
に  
つ  
い  
て

学校教育の体系の変更を、この度の新システムが含むのであれば、タイトなスケジュールと言われているが、今回の検討はあまりにも性急である。もっと時間をかけた国民的議論が必要ではないか。まして子ども家庭省の創設が言及されているが、子どもの範囲は18歳までであるから、そこまでを視野に入れた改革の第一歩であるということであれば、なおさら慎重な対応が必要。【北條委員（全日本私立幼稚園連合会）】

子ども・子育ては非常に幅が広い課題で、期限は平成23年の法改正というところまで一定の当面のゴールがあるわけだが、やはりこの時期に非常に広汎な課題のすべてをここでやっていくのか、それとも一定程度絞って半年ないしの間でやっていくのか、やはり工程の目星をつけておいた方がいいのではないか。スピード感と同時に効果的に新システムに移行させていくためのスキームを、きちんとつくっていく必要がある。【中島委員（日本労働組合総連合会）】

このシステムについては十分な説明と理解、準備期間を確保し推進を行うことが非常に大事。【池田委員（全国国公立幼稚園長会）】